運営規程の概要

フリガナ	シロネソウゴウカイゴサービス							サービスの種類	居宅介護支援
事業所名	しろね総合介護サービス							事業所番号	１５７０１０４２５５
所在地	〒950-1203 新潟市南区大通黄金4丁目14番地2号							フリガナ 管理者	スズキ ヨシコ 鈴木 良子
連絡先	電話番号	０２５-３６２-０２７７						FAX番号	０２５-３６２-０２８８
営業日	月	火	水	木	金	土・日	祝	その他 年間の休日	年末年始（12月31日～1月3日）
	○	○	○	○	○	休	休		
営業時間	平日	８：３０～１７:３０						備考	緊急時携帯電話転送にて 24時間対応する
	土・日・祝	－							
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）							
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）							
その他の費用									
通常の 事業の 実施地域	新潟市南区、新潟市西区、新潟市秋葉区、新潟市江南区								

介護支援専門員の勤務体制

基礎職種	常勤・非常勤の別	専従・兼務の別	兼務の場合 兼務する職種
介護福祉士	常勤	兼務	管理者
介護福祉士	常勤	専従	

秘密保持

サービス提供する上で知り得た、利用者及びご家族に関する秘密及び個人情報については、適正な理由がない限り契約中及び契約終了後において第三者にもらしません。必要時には同意をいただいた上で、主治医・該当サービス事業者・保険者・病院・施設等に情報提供致します。

事故発生・緊急時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、または容体が急変した場合、主治医・救急隊・ご家族・該当サービス事業者へ連絡し、必要な措置を講じます。また、事故発生時には市介護保険課へもすみやかに報告致します。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

苦情処理の体制

別紙のとおり

虐待の防止のための措置

利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じます。虐待防止のための指針は別紙のとおり

身体拘束等適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

感染症対策の強化

当事業者は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

ハラスメント防止のための措置

ハラスメント対策のための必要な措置を講じます。

第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況　　無

利用料その他の費用の額

地域区分	7級地	単価	10.21円

・居宅介護支援費　　対象：要介護認定を受けられた方

利用料（1か月あたり） ＜取扱件数＞	居宅介護支援費（Ⅰⅰ） ＜45件未満＞	居宅介護支援費（Ⅰⅱ） ＜45件以上60件未満＞	居宅介護支援費（Ⅰⅲ） ＜60件以上＞
要介護１・２	１１，０８８円	５，５５４円	３，３２８円
要介護３・４・５	１４，４０６円	７，１８７円	４，３０８円

※当事業所は居宅介護支援費（Ⅰ）で算定いたします。

・加算

	１か月あたり
初回加算	３，０６３円
入院時情報連携加算Ⅰ	２，５５２円
入院時情報連携加算Ⅱ	２，０４２円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４，５９４円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６，１２６円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６，１２６円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７，６５７円
退院・退所加算（Ⅲ）	９，１８９円
通院時情報連携加算	５１０円
ターミナルケアマネジメント加算	４，０８４円
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，０４２円
看取り期におけるケアマネジメント業務に係る評価	利用料
介護職員等処遇改善加算	基本料＋各種加算減算×２．１％
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	利用料×５％

※新規のご利用及び要介護状態が２段階以上変更になった月は初回加算がつきます。

・減算

	１か月あたり
特定事業所集中減算	－２，０４２円
運営基準減算	－利用料×５０％
運営基準減算が２月以上続いた場合	居宅介護支援費を算定しない

・介護予防支援費　　対象：要支援認定を受けられた方

		利用料（1か月あたり）
介護予防支援費（Ⅰ）	地域包括支援センターからの委託の場合	４，５１２円
介護予防支援費（Ⅱ）	当事業所と契約の場合	４，８１９円

・加算

	１か月あたり
初回加算	３，０６３円
委託連携加算 介護予防支援費（Ⅰ）のみ	３，０６３円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 介護予防支援費（Ⅱ）のみ	利用料×５％

上記の居宅介護支援費、介護予防支援費及び加算につきまして、要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。